

平成23年(2011年)9月9日



# 埼玉県報

第 2 3 2 0 号  
平成 23 年 9 月 9 日  
金 曜 日

## 目次

### 条例

- [障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(障害者福祉推進課\)](#)
- [障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例\(障害者福祉推進課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定\(税務課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [長井土地改良区役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [西部地域振興ふれあい拠点施設\(仮称\)設計業務に関する契約の相手方等の公示\(営繕課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [児童虐待防止啓発視聴覚資料の売買に関する契約の相手方等の公示\(人権教育課\)](#)
- [県道幸手久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道幸手久喜線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成23年9月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(埼玉県条例四十六号)(障害者福祉推進課)

### 一 趣旨

障害者基本法の一部が改正され、平成二十三年八月五日に公布・施行されたことに伴い、関係三条例を整備するための条例を制定する。

### 二 内容

(一) 埼玉県伊豆潮風館条例・埼玉県障害者交流センター条例・埼玉県奥武蔵あじさい館条例の三条例について、障害者の定義を定めた条文の「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四条)第二条」を「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四条)第二条第一号」に改める。

### 三 施行期日

条例の公布日

## 条 例

障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例

次に掲げる条例の規定中「第二条」を「第二条第一号」に改める。

- 一 埼玉県伊豆潮風館条例（昭和六十二年埼玉県条例第五十二号）第二条
- 二 埼玉県障害者交流センター条例（平成二年埼玉県条例第十一号）第二条
- 三 埼玉県奥武蔵あじさい館条例（平成七年埼玉県条例第六十九号）第二条第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第四十七号）（障害者福祉推進課）

### 一 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係六条例を整備するための条例を制定する。

### 二 内容

- (一) 障害者支援施設の定義として「障害者自立支援法第五条第十二項」を引用する条文中「第十二項」を「第十三項」に改める。
  - (二) 自立訓練の定義として「障害者自立支援法第五条第十三項」を引用する条文中「第十三項」を「第十四項」に改める。
  - (三) 生活介護の定義として「障害者自立支援法第五条第六項」を引用する条文中「第六項」を「第七項」に改める。
  - (四) 前記(一)及び(二)について、平成二十四年四月一日に障害者自立支援法第五条第八項が削除されることに伴い、「第十三項」及び「第十四項」を引用する条文中「第十三項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十三項」に改める。
- ### 三 施行期日
- (一) 二の(一)及び(三)の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（二）において「施行日」という。）
  - (二) 二の(二)の規定 平成二十三年十月一日又は施行日のいずれか遅い日
  - (三) 二の(四)の規定 平成二十四年四月一日

## 条 例

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

一 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)第七条の二第一項第二号

二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)第十条の二第二号

(埼玉県立嵐山郷条例及び埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十三項」に改める。

一 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)第一条第四項

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)第一条第五項

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第七条の二第一項第二号

二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号

三 埼玉県立嵐山郷条例第一条第四項

四 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例第一条第五項

(埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例(昭和五十六年埼玉県条例第十号)

の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第五条 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第六条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)

の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第七条 埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

附則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(第一号において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 平成二十三年十月一日又は施行日のいずれか遅い日

二 第三条、第五条及び第七条の規定 平成二十四年四月一日

## 告 示

埼玉県告示第千四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ボーダレス
- 三 代表者の氏名  
土屋 武俊
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市伊勢原町一丁目十六番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、語学の上達において真に必要な環境を追求し、安価・良質な語学学習機会を万人に提供することを目的とする。我々の語学教育活動を様々な地域に広げ、一人でも多くの日本人の言葉の壁を取り払うことで、日本人の異文化理解・国際交流を推進し、豊かな社会の実現に貢献する。

## 告 示

埼玉県告示第千四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人所沢元気計画
- 三 代表者の氏名  
大石 健一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市宮本町二丁目十八番十三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、所沢市に住んでいる人には『住み続けたい』所沢市以外に住んでいる人には『住んでみたい』『行ってみたい』と思われる所沢にするために、市民の元氣と笑顔を創造し、地域発展に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人S I C E
- 三 代表者の氏名  
鳥海 あや子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県幸手市中五丁目六番三十二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、着物を始めとした日本の伝統文化への理解と、その普及を促進し、21世紀を担う若い世代の人々の育成に努めるとともに、日本及び地域社会はもとより、外国の人々への紹介や交流を通じて相互理解を深め、豊かな国際社会の実現に貢献することを目的とする。

# 告示

## 埼玉県告示第千五十一号

平成二十三年埼玉県告示第四百二十号（埼玉県税条例の規定による申告等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日から同年九月二十九日までの間に到来するものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）を除き、同年九月三十日とする。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上田清司

| 都道府県名 | 地域   |
|-------|--|
| 岩手県   | 盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市及び奥州市並びに岩手郡雫石町、葛巻町、岩手町及び滝沢村、紫波郡紫波町及び矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、田野畑村及び普代村、九戸郡軽米町、野田村、九戸村及び洋野町並びに二戸郡一戸町   |
| 宮城県   | 仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市及び大崎市並びに刈田郡蔵王町及び七ヶ宿町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町及び山元町、宮城県松島町、七ヶ浜町及び利府町、黒川郡大和町、大郷町、富谷町及び大衡村、加美郡色麻町及び加美町並びに遠田郡涌谷町及び美里町   |
| 福島県   | 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市及び本宮市並びに伊達郡桑折町及び国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、南会津郡下郷町、桧枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町、大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村、石川郡石川町、 |

玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町並びに相馬郡新地町

## 告 示

埼玉県告示第五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人福祉かしのき
- 三 代表者の氏名  
石 川 孝 夫
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋一一五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が在宅にならないための働く場を提供し、日常生活に必要な事柄を獲得できるよう支援を行うとともに、地域社会での自立を促進することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク上尾春日店

埼玉県上尾市春日一丁目三十四番二十九外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計二者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年五月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千八百四十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二三〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年八月三十一日

二 縦覧期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂春日部店

埼玉県春日部市中央一丁目十三番一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）

（変更後）午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一、第二、第三駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前八時

三十分）から午後十一時三十分

第四駐車場 午前九時三十分（年間六十日午前八時三十分）から

午後十時

（変更後）第一、第二、第三駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

第四駐車場 午前八時三十分から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十三年八月三十日

## ニ 届出年月日

平成二十三年八月二十九日

## 三 縦覧期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

埼玉県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド草加四号バイパス店

埼玉県草加市谷塚上町字島田七百六十五外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年五月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千九百八十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七・五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年八月三十一日

二 縦覧期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク上尾東店

埼玉県上尾市上尾宿二千百六十五番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社星野又右衛門商店 代表取締役 星野理一

埼玉県上尾市大字原市七百三十七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年五月三日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時分から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 縦覧期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月九日から平成二十四年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

| 職名 | 氏名     | 住所               |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 長谷川 進  | 埼玉県熊谷市上須戸七百六十五番地 |
| 同  | 茂木 秀雄  | 同 八百五十八番地一       |
| 同  | 大須 昌太郎 | 同 善ヶ島八百番地一       |
| 同  | 内田 茂   | 同 江波四百二番地一       |
| 同  | 福島 定男  | 同 八ツ口四百六十五番地     |
| 同  | 吉坂 郊一  | 同 善ヶ島百三十九番地      |
| 同  | 市野瀬 斤三 | 同 弁財百六十三番地       |
| 同  | 戸井田 勲  | 同 上須戸八百十五番地      |
| 同  | 戸井田 一  | 同 九百二十六番地        |
| 同  | 金子 一   | 同 九百三十六番地        |
| 同  | 稲村 正宏  | 同 八ツ口九百三十九番地     |
| 同  | 飯島 昇   | 同 八百七十九番地        |
| 同  | 稲村 昌英  | 同 二百二十二番地        |
| 同  | 茂木 友秀  | 同 善ヶ島九十六番地       |
| 同  | 須永 久雄  | 同 五百二十一番地        |
| 同  | 大鷲 英夫  | 同 五百四十一番地        |
| 同  | 根岸 正毅  | 同 妻沼千五百六十六番地     |
| 同  | 小島 昇   | 同 江波四百三十六番地      |
| 監事 | 青木 勇喜  | 同 八ツ口八百六十番地一     |
| 同  | 大島 一男  | 同 善ヶ島百七十三番地      |
| 同  | 林 照厚   | 同 上須戸八百七十一番地一    |

## 二 退任

職名 氏名 住所  
理事 澁澤 榮一郎 埼玉県熊谷市上須戸八百六十四番地

|          |         |         |         |          |         |         |       |         |         |            |         |         |         |        |        |        |       |
|----------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|-------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 同        | 同       | 監事      | 同       | 同        | 同       | 同       | 同     | 同       | 同       | 同          | 同       | 同       | 同       | 同      | 同      | 同      | 同     |
| 林        | 小泉      | 青木      | 小島      | 田久       | 大鷲      | 須永      | 茂木    | 稲村      | 飯島      | 稲村         | 戸井田     | 金子      | 長谷川     | 市野瀬    | 吉坂     | 内田     | 大須    |
| 照厚       | 悦則      | 勇喜      | 清市      | 勝市       | 英夫      | 久雄      | 友秀    | 昌英      | 昇       | 禧一         | 一       | 一       | 進       | 斤三     | 郊一     | 茂      | 昌太郎   |
| 同        | 同       | 同       | 同       | 同        | 同       | 同       | 同     | 同       | 同       | 同          | 同       | 同       | 同       | 同      | 同      | 同      | 同     |
| 同        | 同       | 同       | 同       | 同        | 同       | 同       | 同     | 同       | 同       | 同          | 同       | 同       | 同       | 同      | 同      | 同      | 同     |
| 上須戸      | 善ヶ島     | 八ツ口     | 江波      | 妻沼       | 同       | 同       | 善ヶ島   | 同       | 同       | 同          | 同       | 同       | 上須戸     | 弁財     | 善ヶ島    | 江波     | 善ヶ島   |
| 八百七十一番地一 | 百八十四番地一 | 八百六十番地一 | 四百三十五番地 | 千三百十八番地一 | 五百四十一番地 | 五百二十一番地 | 九十六番地 | 二百二十二番地 | 八百七十九番地 | 八ツ口九百三十五番地 | 九百二十六番地 | 九百三十六番地 | 七百六十五番地 | 百六十三番地 | 百三十九番地 | 四百二番地一 | 八百番地一 |

# 告 示

埼玉県告示第五十八号

平成二十二年埼玉県告示第六百九十六号で公示した基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）は、平成二十三年三月二十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五十九号

平成二十一年埼玉県告示第六百四十号で公示した基本測量（精密地形調査）は、平成二十三年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第六十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年三月十七日まで

三 作業地域

加須市、久喜市、幸手市

## 告 示

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 作業種別

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

### 二 作業期間

平成二十三年五月三十日から平成二十三年十一月三十日まで

### 三 作業地域

さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、さいたま市中央区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、さいたま市岩槻区、川越市、春日部市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町

# 告示

埼玉県告示第六十二号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上田清司

|          |        |                   |                            |
|----------|--------|-------------------|----------------------------|
| 株式会社成城建設 | 商号又は名称 | 氏名（法人にあつては代表者の氏名） | 主たる事務所の所在地                 |
|          |        | 垣脇 正博             | 埼玉県新座市東北二丁目二十四番十四号カミヤブラザー階 |

# 告 示

埼玉県告示第六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県都市整備部営繕課大規模施設・耐震改修担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年6月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社佐藤総合計画 東京都墨田区横網2丁目10番12号
- 5 契約金額  
355,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第6号に該当

# 告 示

埼玉県告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年8月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社PUC 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
- 5 落札金額  
49,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年6月14日

# 告 示

埼玉県告示第六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月九日

埼玉県知事 上田清司



- 1 購入等件名及び数量  
児童虐待防止啓発視聴覚資料（DVD）購入 549本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課総務・調整担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年7月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
北辰映像株式会社 埼玉県さいたま市緑区大字三室2190番地2
- 5 契約金額  
37,469,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第1号に該当

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 幸手久喜線

三 道路の区域

| 新<br>B  | 新<br>A  | 旧<br>A  | 旧<br>新<br>別   |
|---|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">久喜市青葉二丁目五番三地先から<br/>同市青葉二丁目二番一地先まで</p> |   |   | <p style="text-align: center;">区<br/>間</p>            |
| <p style="text-align: center;">二・三〇ㄱ<br/>四・八八</p>                     | <p style="text-align: center;">一八・〇二ㄱ<br/>二一・六九</p> | <p style="text-align: center;">一二・五六ㄱ<br/>一八・〇五</p> | <p style="text-align: center;">敷地の幅員<br/>(メートル)</p>   |
| <p style="text-align: center;">一三一・四七</p>                             |   |   | <p style="text-align: center;">延<br/>長<br/>(メートル)</p> |
| <p style="text-align: center;">青毛橋架け替え工事による迂回路の設置</p>                 |   |   | <p style="text-align: center;">備<br/>考</p>            |

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

|   |                |
|---|----------------|
| <p>幸手久喜線</p>  | <p>路線名</p>     |
| <p>久喜市青葉二丁目五番三地先から<br/>同市青葉二丁目二番一地先まで</p>                                       | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十三年九月九日</p>   | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十三年九月九日付け埼玉県<br/>杉戸県土整備事務所長告示第二十<br/>五号で告示した供用開始である。<br/>延長一三一・四七メートル</p> | <p>備考</p>      |

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月七日

指令川建セ第二三〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十三年九月二日

川建セ第二三〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字中井一三二〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市脇田町二七番地二

千代田ホーム株式会社 代表取締役 中川 光男

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年九月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">十一号</p>   | <p style="text-align: center;">指 定<br/>番 号</p>          |
| <p style="text-align: center;">建築基準法<br/>第四十二条<br/>第一項第四号</p>                                | <p style="text-align: center;">指定道路の種類</p>              |
| <p style="text-align: center;">平成二十三年八月<br/>二十四日</p>   | <p style="text-align: center;">指定の年月日</p>               |
| <p style="text-align: center;">先<br/>埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字仲道八百六十九番二十九<br/>地先〱大字脚折字下池ノ台千三百八十五番二十五地</p> | <p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>        |
| <p style="text-align: center;">五百九十・〇〇<br/>メートル</p>  | <p style="text-align: center;">指定道路の延長<br/>(単位メートル)</p> |
| <p style="text-align: center;">二十・〇〇メートル</p>   | <p style="text-align: center;">指定道路の幅員<br/>(単位メートル)</p> |



# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年九月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

| 指 定 番 号                | 指定道路の種類 | 指定の年月日         | 指 定 道 路 の 位 置         | 指定道路の延長<br>(単位メートル) | 指定道路の幅員<br>(単位メートル) |
|------------------------|---------|----------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 第二号<br>第四十二条<br>第一項第四号 | 建築基準法   | 平成二十三年<br>九月一日 | 埼玉直営市錦町五百一〇番地一から      | 三三・〇〇               | 八・五〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地二まで      | 一六・六〇               | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地四から      | 三二・九〇               | 四・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地五から      | 二四・八〇               | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地七から      | 一九・一〇               | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地八から      | 一三・一〇               | 一一・〇〇               |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地一まで      | 一七五・一〇              | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地二から      | 一七五・一〇              | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地二西側無着地から | 一七五・一〇              | 六・〇〇                |
|                        |         |                | 埼玉直営市錦町五百一〇番地二北側無着地まで | 一七五・一〇              | 六・〇〇                |

# 告 示

埼玉県選管告示第百十八号

平成二十三年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年九月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、一八七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四三、二二五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

|       |          |
|-------|----------|
| 南第一区  | 六四、九九六人  |
| 南第二区  | 一三四、四八三人 |
| 南第三区  | 二二、〇一人   |
| 南第四区  | 三七、七六四人  |
| 南第五区  | 三〇、一六三人  |
| 南第六区  | 四二、二六六人  |
| 南第七区  | 二五、八一四人  |
| 南第八区  | 二五、二七九人  |
| 南第九区  | 三九、四一七人  |
| 南第十区  | 四六、七一九人  |
| 南第十一区 | 二九、五四六人  |

南第十二区  
南第十三区  
南第十四区  
南第十五区  
南第十六区  
南第十七区  
南第十八区  
南第十九区  
南第二十区  
南第二十一区  
南第二十二区  
南第二十三区  
西第一区  
西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区  
東第一区

三〇、五七一人  
六一、一七八人  
三一、八一九人  
一九、二〇六人  
三〇、四二一人  
一九、一九五人  
四三、一九五人  
一九、五五八人  
三一、九七六人  
一六、六八〇人  
三四、五五七人  
二〇、七九四人  
九三、三一九人  
四〇、六〇〇人  
二二、六四一人  
四三、一二一人  
一五、五九〇人  
二八、九四五人  
二三、四五八人  
九二、八三四人  
一五、六八九人  
一三、五八六人  
二七、二六八人  
一八、七七〇人  
一一、〇〇八人  
二四、二六四人  
二七、二一九人  
一八、五八六人  
一二、四六五人  
一五、二四二人  
二一、五〇六人  
四九、二六八人  
五五、四四四人  
二三、六三〇人

東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

一五、三三一人  
一八、六五三人  
一五、三四九人  
一九、三八七人  
一七、六三四人  
二八、八一五人  
五五、四一六人  
八八、〇三六人  
二一、八一五人  
三五、九六三人  
一七、五三三人  
一五、〇六六人  
三一、五六二人  
一七、三六四人